

今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方

学校施設の適正配置に関する考え方

令和4年8月策定

湯河原町教育委員会

目 次

		^。-シ^
はじめに	1
10年後（2032年）の湯河原町の学校教育とは	2
活力ある幼稚園、小学校及び中学校とは	2
魅力ある湯河原の教育、幼稚園、小学校及び中学校とは	3
幼稚園、小学校及び中学校の適正規模・適正配置とは	7
教職員から見た今後の学校等のあり方に関する考え方	8
 (参考資料)		
湯河原町立小・中学校の児童生徒数の推計	12
湯河原町立小・中学校の児童生徒数の推計（棒グラフ）	13
湯河原町立小学校の児童数の町内分布マップ	14
湯河原町立中学校の生徒数の町内分布マップ	15
湯河原町立小・中学校校舎等の建築年度等一覧表	16
文部科学省の示す適正規模による学級編制等	17

は　じ　め　に

【検討開始の経緯】

本町には、学校教育法第1条に規定されている園及び学校、具体的には、町立の幼稚園、小学校及び中学校が合わせて1園4校、設置されております。

このような園及び学校施設の設置数の中、本町では少子高齢化などによる人口減少が進んでいますが、この現象は全国的な傾向でもあり、多くの自治体で学校の活力や教育効果を維持する上で様々な問題が生じています。

このため、本町においても子どもたちにとって、より良い教育環境を整備するため、小・中学校における学校規模の適正化や学校の適正配置の検討が求められています。

併せて、本町の町立幼稚園においては、幼保小連携や外国語活動などによる特色ある幼稚園運営をしているものの、総在園児数が10人以下となり、運営方法などの改善が求められています。

また、小・中学校の施設整備については、耐震補強や大規模改修など計画的に実施してまいりましたが、湯河原町公共施設等総合管理計画の個別施設計画として令和3年3月に策定した湯河原町学校施設長寿命化計画に基づく整備方法の検討も求められています。

これらのことから、地域と社会全体が求める教育への要望を考慮しつつ、本町の「総合的な学校のあり方」を検討する必要があるため、令和3年度湯河原町教育委員会基本方針には、将来の児童・生徒数や地域における学校のあり方などを含めた「総合的な学校のあり方」を、令和7年度を目途に検討することが明記されたところです。

【具体的な検討】

本町では人口減少に伴い、児童・生徒数及び学級数が減少しています。今後もこの傾向は続くと考えられますが、本町の子どもたちにとって、より良い教育環境とはどのようなものなのかを検討することが急務と考えています。

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等については、平成27年1月27日付け26文科初第1112号、文部科学事務次官通知により示されているところですが、これは、様々な視点から考察した手引きであり、学校教育においては、児童・生徒が一定の集団の中で、多様な考え方につれ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力を伸ばし、社会性などを身に付けることが重要であると考えます。

これらのことから、まず、「10年後の湯河原町の学校教育とは」、「活力ある幼稚園、小学校及び中学校とは」、「魅力ある湯河原の教育、幼稚園、小学校及び中学校とは」、「幼稚園、小学校及び中学校の適正規模・適正配置とは」の4点などからなる『学校施設の適正配置に関する考え方』の策定を目指します。

⑥ 10年後（2032年）の湯河原町の学校教育とは

将来に向けて人口減少が見込まれ、教育施設の長寿命化整備が求められる中、10年後（2032年）の本町独自の学校教育の理念は次の3つを主体とする。

1. 教育基本法に基づき一定の学習水準を保ちつつ、児童・生徒一人ひとりの個性を育成し、将来の目標に向けた学習を支援する。
2. 児童・生徒数の違いなどにより、町立学校間で差のない教育を提供できる環境を整える。
3. 町民が共に生き、支え合う地域社会における生涯学習の基礎を培う。

⑦ 活力ある幼稚園、小学校及び中学校とは

本町における活力ある学校とは、次に掲げる事項などができる学校とする。

1. 子どもたちが相互に刺激し合い、学級や学年の活気を引き出すことができる学校。
2. 子どもたちが様々な友達と触れ合うことで、人間関係を豊かにするとともに、一人ひとりのコミュニケーション能力が育つ学校。
3. 音楽の合唱・合奏や体育の球技などの学習が、町立学校間で差がなく経験できる学校。
4. 学級間の協力があり、良い意味での競争意識を育てることができる学校。
5. 他学年交流が可能で、上級生が下級生の手本となるように意識し、努力することができる学校。

魅力ある湯河原の教育、幼稚園、小学校及び中学校とは

本町における魅力ある湯河原の教育、幼稚園、小学校及び中学校とは、次に掲げる事項が行われているものとする。

1. 小・中学校の連携を生かした本町独自の教育メソット（方法）を実施している。

(1) 外国語教育の推進を図るため、令和元年度より町立幼稚園、保育園の入園時から中学校卒業までの期間、ALT（アシスタント・ランゲージ・ティーチャー）を配置した英語教育を実践し、生きた英会話指導に力を注いでいる。

(2) 「人と人との関わりながら生きていくために」をテーマとする湯河原町発生の教育メソッド『ACT』（アート・コミュニケーション・トレーニング）を、小学校5年生から中学校3年生まで5年間継続的に学習し、コミュニケーション能力を体得し、他者との違いを認める人権意識を深めている。

2. 地域との連携を図り、体験学習が充実している。

(1) 地域の協力を得て、海と山に囲まれ、自然の恵みの多い湯河原の特色を生かした体験学習を充実する。

※ 具体例

茶摘み体験、温泉入浴体験、稚鮎放流体験、漁船体験(東台福浦小のみ)等

(2) 地域の協力を仰ぎ、歴史ある町の伝統文化に触れる。

※ 具体例

やっさ祭り、鹿島踊り、浦安の舞等

3. 学校給食の提供を推進している。

(1) 幼稚園においては、給食提供を検討する。

(2) 小学校においては、自校方式による給食提供を堅持する。

(3) 中学校においては、自校方式による給食提供を実施する。

4. 時代に沿った教育等のあり方を実践している。

(1) 幼稚園

少子化や子ども・子育て支援制度の充実に伴い、共働き家庭がより増加すると、保育時間が長く、給食のある保育所などの需要が高まると予測されるため、保育所との区別化を明確にしながら、預かり保育の充実など多様化するニーズに対応したサービスの充実を図る。

※ 多様化するニーズに対応したサービス例

- ア. 長期休業中の保育
- イ. 17時までの預かり保育
- ウ. 3歳児入園
- エ. 卒園生を中心とした小学校低学年学童保育

(2) 小学校及び中学校

教育格差をまねくことの無いよう学習指導・学習支援を充実させるとともに、GIGAスクール構想の実施に伴う更なるICT教育の推進を図る。

※ 学習指導、学習支援の充実例

- ア. 教員の積極的な授業改善
- イ. 校内研修会の充実及び職員研修会への積極的な参加
- ウ. 学習指導員やスクールソポーターの充実
- エ. SDGsに係る学習への積極的な取り組み

5. 安全・安心な学校づくりができている。

2013年の生徒に関する事案を決して忘れることなく、また、風化されることなく、学校、家庭、地域及び関係機関との連携を図りながら、子どもたちの道徳性を育成し、人権尊重理念の正しい理解を深め続ける。

※ 道徳性の育成、人権尊重理念の正しい理解例

- ア. 毎年4月の湯河原町人権月間の取り組み
- イ. 各小中学校での児童生徒対象の人権講演会の実施
- ウ. 町教職員対象の人権講演会の実施
- エ. ACT(アート・コミュニケーション・トレーニング)の実施
- オ. 小学生における三原市との親善交流
- カ. 中学生におけるオーストラリア・ポートスティーブンスとの親善交流

6. 本町の教育ビジョンに沿った教員研修が充実している。

(1) 町の教育目標である「生涯を通じて学び豊かな心を育むまちづくり」の具現化のひとつとして、教職員の自己研鑽を支援する。

- (2) これにより、教職員が湯河原町に赴任すると「教員としての資質を向上できる」と認識し、その成果を児童生徒に還元する。

※ 取り組み例

- ア. 教職員の町民大学への参加
- イ. 教育委員会主催の「放課後勉強会」の実施
- ウ. 各校における児童生徒に「寄りそった」児童生徒指導の研修推進
- エ. 教育委員会主催の湯河原町の文化・歴史に関する研修
- オ. 教育研究会主催の人権教育研修

7. 特別支援教育が充実している。

- (1) 就学相談による児童生徒の状況把握に努めるとともに、町立の幼保小中において、発達に応じた丁寧な教育活動を継続する。

- (2) 障がい児介助員を継続的に配置し、園・学校生活のサポートや教育補助を充実する。

- (3) 湯河原小学校内に発音やことばについて個別指導をする「ことばの教室」を継続して設置し、言語指導の充実を図る。

8. 長期欠席者への対応ができている。

- (1) 教育支援教室(旧適応指導教室)を継続的に配置し、将来の自立に向けた生活指導・学習指導を粘り強く行う。

- (2) 多様な学びを支援できる仕組みづくりを検討する。

※ 具体例

近隣市町村と協力し、学習機会、学習環境の共有化を探る。

- (3) 学業の悩み事を子ども自らが発信し、相談する方法を整え指導する。

※ 具体例

- ア. スクールカウンセラーを全校に配置する。
- イ. A C T (アート・コミュニケーション・トレーニング) を継続する。

9. 学校、家庭、地域の連携が充実している。

- (1) 学校が児童生徒の変容情報を家庭、地域に提供し、学校と家庭、家庭と地域が連携し、問題解消に向け取り組む。

- (2) 子どもが家族以外の大人と接することを通して、自分を見守り支援してくれる大人が地域に存在することを知り、生きる支えとなることを推進する。
- (3) 自宅での日常生活様式が一般常識とかけて離れていないかどうかを、子ども自身が気づけるように、周囲とのコミュニケーションが密になる環境を整える。

※ 具体例

ヤングケアラー(介護問題)、ネグレクト・暴言暴力(虐待問題)等。

- (4) 地域が学校の様子がわかるように取り組み、地域に開かれた学校を目指し、学校が積極的に地域との交流を図る。

※ 具体例

コミュニティースクールの活動を推進し、充実させる。

10. 既存の学校の特色を生かす。

地域に根付いた学校経営の利点を確認し、継承する。

※ 具体例

地域協働型の小規模校の強み等。

幼稚園、小学校及び中学校の適正規模・適正配置とは

1. 適正規模

平成 27 年 1 月 27 日付け文部科学事務次官通知である「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きの策定について」及び令和 3 年 4 月 1 日施行の「改正義務標準法」による、適正規模については、下表のとおりとなります。

	全体の学級数	1 学年あたりの学級数	1 学級あたりの人数
幼稚園	6～9 学級 ※ 3 年保育を導入した場合	2～3 学級	30 人（最小 15 人）
小学校	12～18 学級	2～3 学級	〈1・2・3 年生〉 35 人（最小 18 人）
			〈4・5・6 年生〉 40 人（最小 20 人）
中学校	12～18 学級	4～6 学級	40 人（最小 20 人）

※令和 4 年 4 月 1 日現在による

2. 適正配置

通学距離は小学校 4 km 以内、中学校 6 km 以内。通学時間は新たに適切な交通手段を確保すること等を前提に、概ね 60 分以内を一応の目安とすることが示されています。

3. 園、学校規模別のメリットとデメリット

学校規模の偏りによるメリット・デメリットは、次のような内容などが考えられる。

項目	小規模な園・学校	大規模な園・学校
メリット	<ul style="list-style-type: none">教職員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい。園児・児童・生徒の人間関係が深まりやすい。	<ul style="list-style-type: none">運動会や合唱コンクールや学習発表会等の集団活動や学校行事に活気が生じやすい。園児・児童・生徒の学校生活における多様性や選択肢の幅が広がりやすい。 例：音楽の合唱や合奏、体育の球技

デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・園児・児童・生徒の人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 ・学校活動で制限を受けやすい。 例: グループ分け制限 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設や備品の利用に制限を受けやすい。 ・教職員による園児・児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。
-------	---	--

小規模な園・学校には、個別支援が行いやすい等の利点がある一方で、社会性の育成に制約が生じることを始め、教育指導上多くの課題が点在しております。

教職員から見た今後の学校等のあり方に関する考え方

1. 10年後の湯河原町の学校教育とは

- ・いつでもだれでも「学び直し」ができる教育環境を整える。

※ 具体例

民間運営の夜間中学を設立する。

- ・ICT 等を活用し、学校間で連携した教育を行う。

- ・少人数を生かした学校教育を行う。

- ・小中一貫教育を小中の全教員が実践する。

- ・学校再編は避けられない。

- ・子ども一人ひとりの学習を保障する。

- ・生徒減、教員減を考慮し、部活動は地域スポーツに移行し、小中連携して運営する。

- ・生徒一人ひとりの個性に合った社会への自立を支援する。

- ・平成 25 年度に起きた事案を風化させず、人権教育を基盤とした取り組みを重視する。

- ・幼保小中一貫教育を推進する。

2. 活力ある学校とは

- ・職員も子どもも自分から学びたいと思い、自分で課題をみつけ、解決するプロセスを学ぶ教育をする。

- ・学ぶって楽しい、友達と関わるって面白いと思える。
- ・地域、保護者、学校がよく協力しあっている。
- ・学校、家庭、地域に居場所がある協力的な学びの場である。
- ・学校に関わる全ての人が、それぞれの「強み」を生かし、生徒が新しいことに挑戦できる。
- ・地域の関係機関と連携が図られている。

3. 魅力ある学校とは

- ・「弱者にとことん寄り添う湯河原」をコンセプトにする。

※ 具体例

預かり時間延長などの学童保育の充実を図る等。

- ・高い学力を身に付けることができる。

- ・地域人材を生かした教育を行う。

- ・不登校児童の居場所が多い町にする。

- ・観光地としての特性を生かす。

※ 具体例

ア. 小中一貫した英語学習を展開、観光地での英会話体験を実践する。

イ. 観光と環境を大事にできる人材を育て、SDGs 教育を推進する。

- ・湯河原の財や伝統を大切にする。

- ・郷土の特色に直接触れることができる。

※ 具体例

ア. お茶摘み体験、みかんもぎ体験、温泉入浴体験、漁船体験など

イ. 地域の方と一緒に（協力を得て）体験学習ができる

- ・国籍・障がいにへだてなく、学ぶ機会を保障し、学習が応援できる。

- ・ICT を活用して、学校や町の魅力を発信できる。

4. 適正規模・適正配置とは

- ・1クラス35人とし、一人ひとりの児童を大切にできる指導を目指す。
- ・1クラス小学校30人、中学校35人とし、細やかな支援・指導をする。
- ・支援員、支援教員の加配による手厚い見取りを実践する。
- ・1クラス30人とし、ゆったり学習でき、手厚い指導をする。
- ・1クラス40人とし、加配教員を配置し、少人数できめ細かな指導をする。
- ・1クラス20人前後とし、地域に根ざした教育をする。
- ・1クラス35人とし、きめ細かい指導・支援をする。

- 1 湯河原町立小・中学校の児童生徒数の推計
- 2 湯河原町立小・中学校の児童生徒数の推計（棒グラフ）
- 3 湯河原町立小学校の児童数の町内分布マップ^o
- 4 湯河原町立中学校の生徒数の町内分布マップ^o
- 5 湯河原町立小・中学校校舎等の建築年度等一覧表
- 6 文部科学省の示す適正規模による学級編制等

湯河原町立小・中学校の児童生徒数の推計

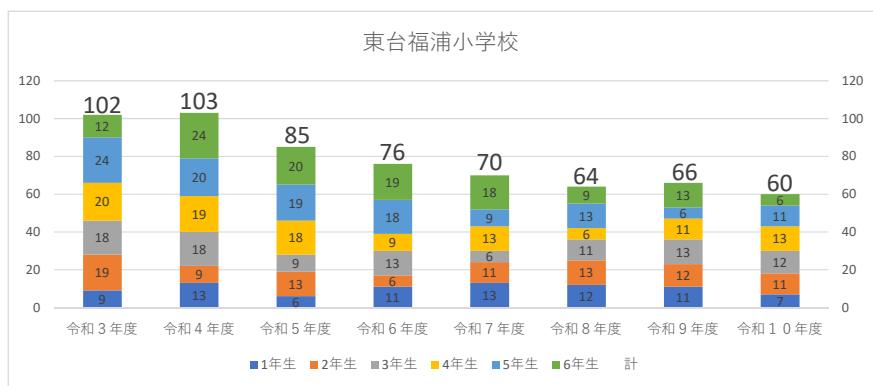
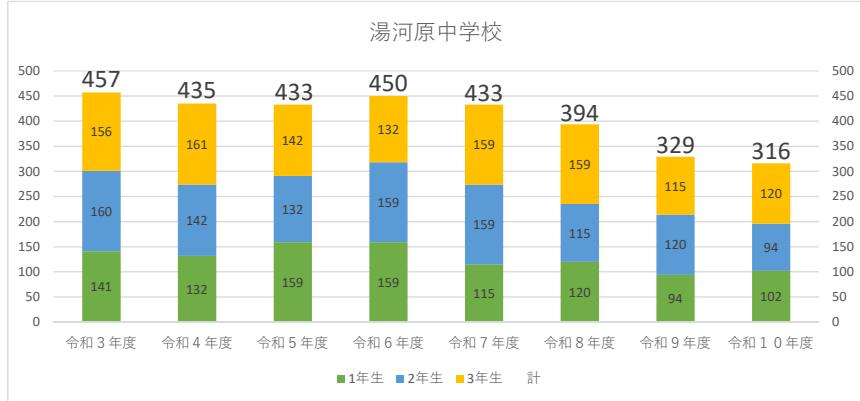
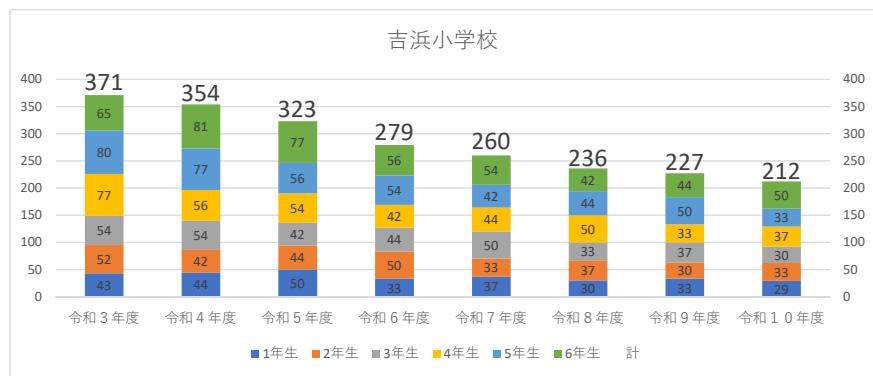
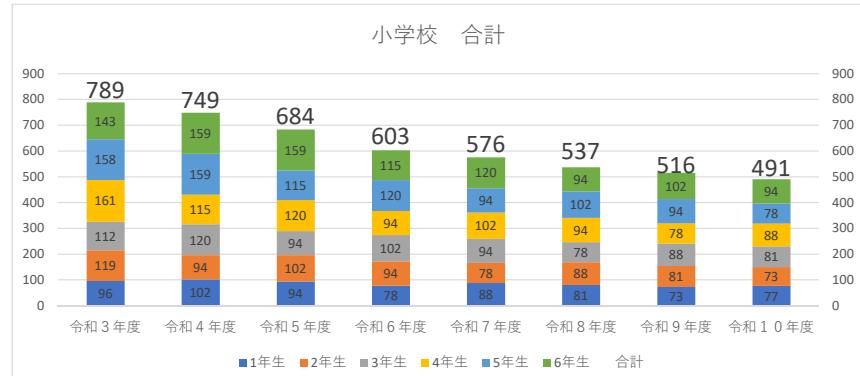
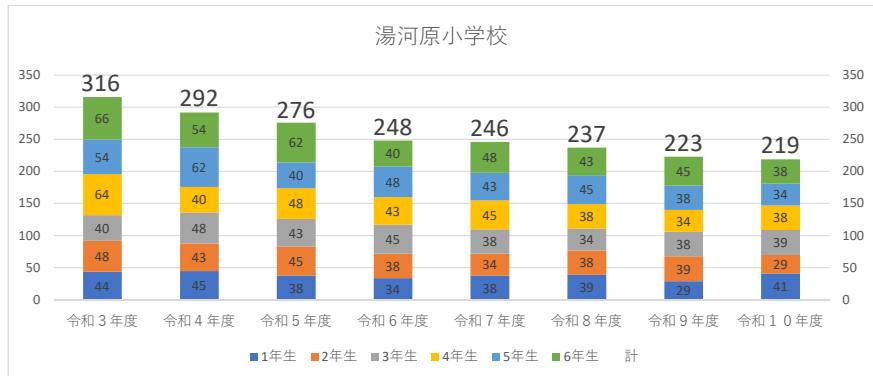
(単位 人)

学校名等	学年	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
		2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年
湯河原小学校	1年生	44	45	38	34	38	39	29	41
	2年生	48	43	45	38	34	38	39	29
	3年生	40	48	43	45	38	34	38	39
	4年生	64	40	48	43	45	38	34	38
	5年生	54	62	40	48	43	45	38	34
	6年生	66	54	62	40	48	43	45	38
	計	316	292	276	248	246	237	223	219
吉浜小学校	1年生	43	44	50	33	37	30	33	29
	2年生	52	42	44	50	33	37	30	33
	3年生	54	54	42	44	50	33	37	30
	4年生	77	56	54	42	44	50	33	37
	5年生	80	77	56	54	42	44	50	33
	6年生	65	81	77	56	54	42	44	50
	計	371	354	323	279	260	236	227	212
福浦東台小学校	1年生	9	13	6	11	13	12	11	7
	2年生	19	9	13	6	11	13	12	11
	3年生	18	18	9	13	6	11	13	12
	4年生	20	19	18	9	13	6	11	13
	5年生	24	20	19	18	9	13	6	11
	6年生	12	24	20	19	18	9	13	6
	計	102	103	85	76	70	64	66	60
小学校合計	1年生	96	102	94	78	88	81	73	77
	2年生	119	94	102	94	78	88	81	73
	3年生	112	120	94	102	94	78	88	81
	4年生	161	115	120	94	102	94	78	88
	5年生	158	159	115	120	94	102	94	78
	6年生	143	159	159	115	120	94	102	94
	合計	789	749	684	603	576	537	516	491
原校学河中湯	1年生	141	132	159	159	115	120	94	102
	2年生	160	142	132	159	159	115	120	94
	3年生	156	161	142	132	159	159	115	120
	計	457	435	433	450	433	394	329	316

※ 令和3年度及び令和4年度は4月5日前後での実数です。

※ 令和5年度以降は、令和4年4月20日時点での想定人数で、住基システムの学校区を基に集計しています。（指定校変更、区域外就学等の情報は反映していません。）

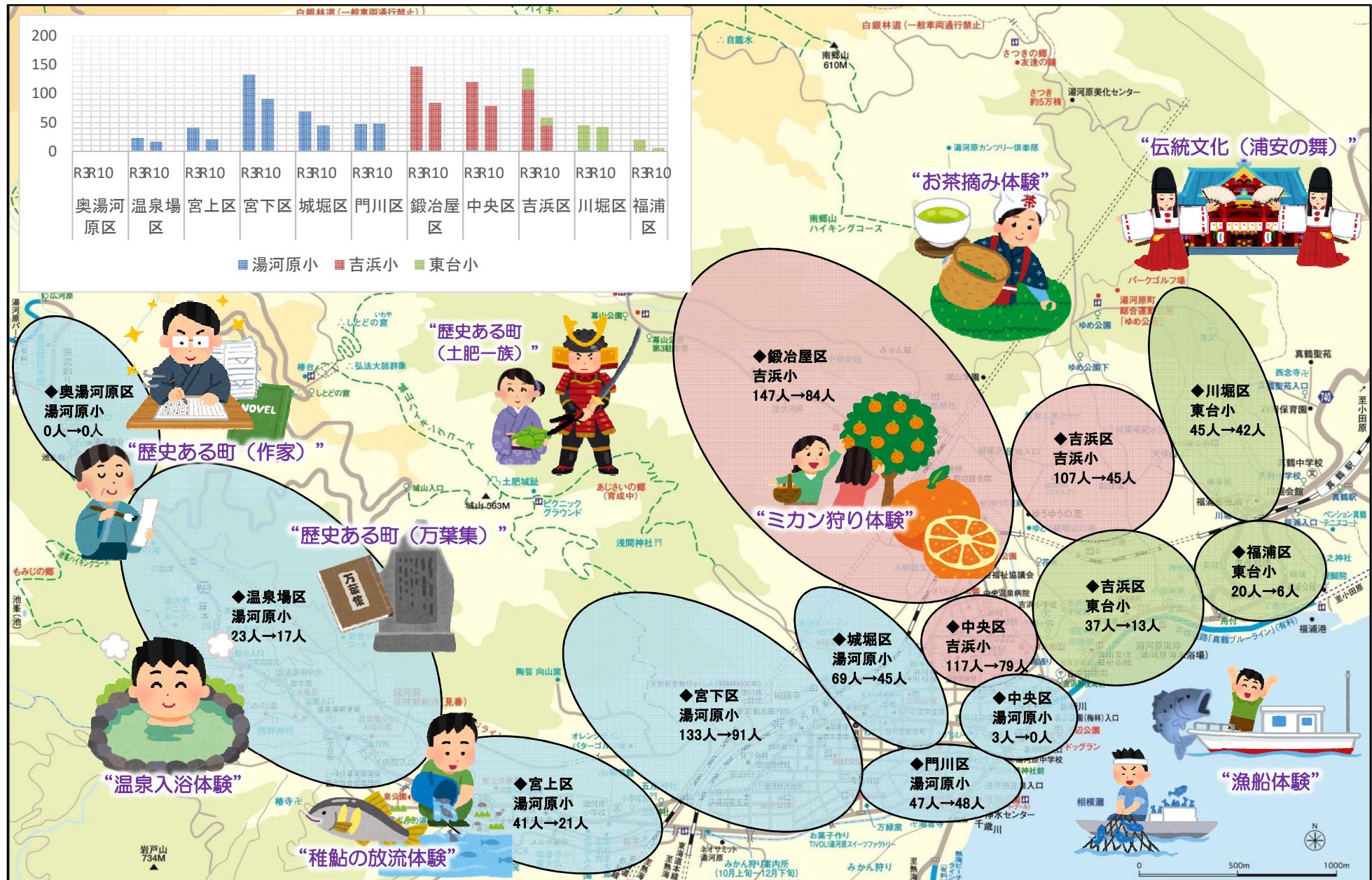
湯河原町立小・中学校の児童生徒数の推計



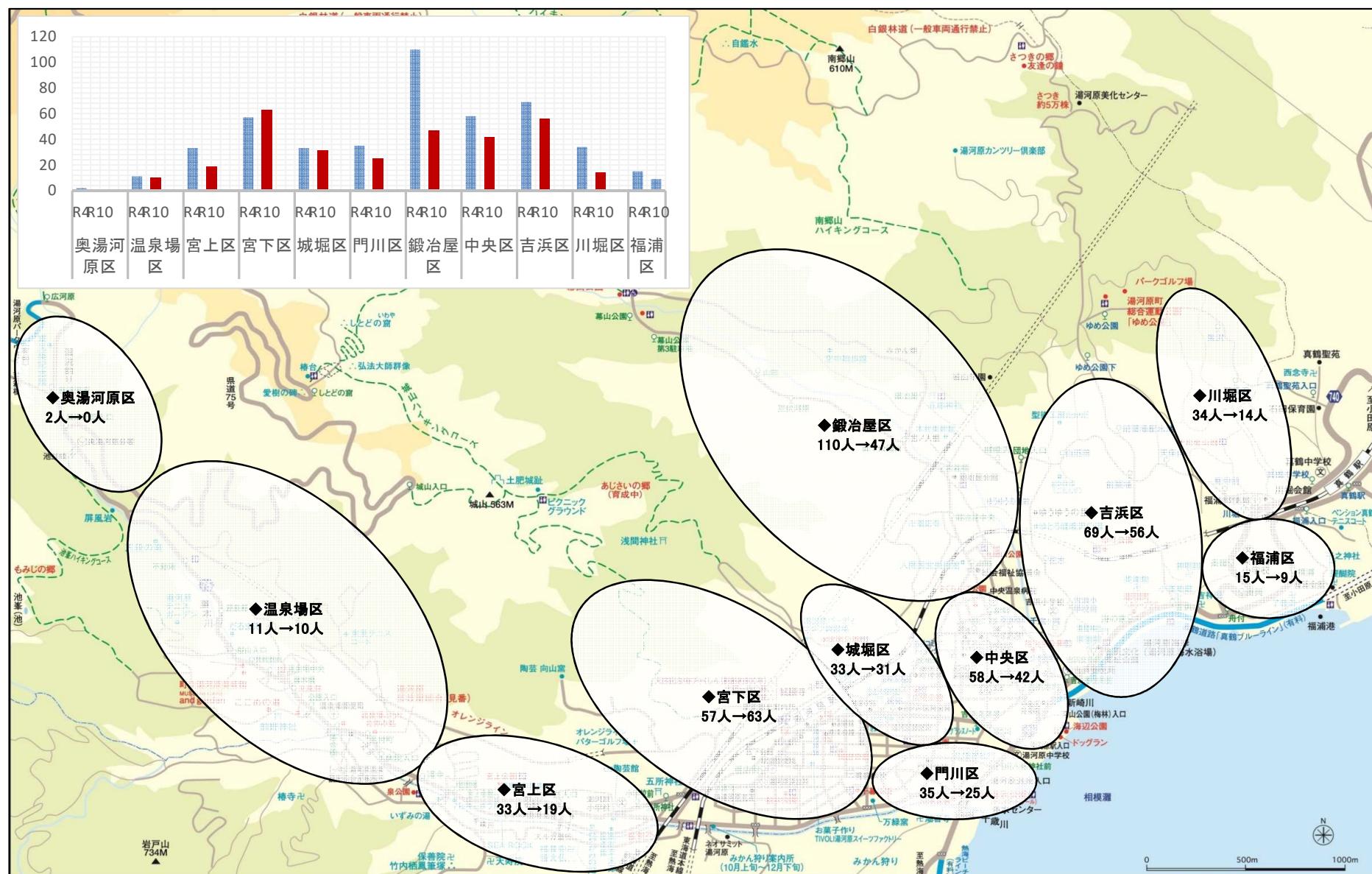
※ 令和3年度及び令和4年度は4月5日前後での実数です。

※ 令和5年度以降は、令和4年4月20日時点での想定人数で、住基システムの学校区を基に集計しています。（指定校変更、区域外就学等の情報は反映していません。）

湯河原町立小学校の児童数の町内分布マップ(令和3年度と令和10年度との比較)



湯河原町立中学校の生徒数の町内分布マップ(令和3年度と令和10年度との比較)



湯河原町立小・中学校校舎等の建築年度等一覧表

施設名	建物名称	建築年度	経過年	構造	耐震化状況	延床面積 (m ²)	大規模改造 実施年
湯河原小学校	A棟	1976	46	RC	診断済・補強済	2,854.00	2007
	B棟	1974	48	RC	診断済・補強済	3,103.00	2006
	C棟	1972	50	RC	診断済・補強済	2,300.00	2005
	渡り廊下棟	1972	50	RC	診断済・補強済	433.00	2008
	体育館	1967	55	RC	診断済・補強済	1,345.00	2008
吉浜小学校	北棟	1968	54	RC	診断済・補強済	1,796.00	2006
	中棟	1969	53	RC	診断済・補強済	1,796.00	2007
	南棟	1970	52	RC	診断済・補強済	1,753.00	2008
	体育館棟	1982	40	RC	診断不要	1,038.00	—
東台福浦小学校	校舎棟	1986	36	RC	診断不要	2,996.00	—
	屋内運動場棟	1986	36	RC	診断不要	1,845.00	—
湯河原中学校	教室棟	1981	41	RC	診断不要	6,310.00	—
	体育館棟	1981	41	RC	診断不要	2,396.76	—
	管理棟	1982	40	RC	診断不要	2,944.00	—
	部室棟	1981	41	RC	診断不要	157.00	—

文部科学省の示す適正規模による学級編制等

(小学校)

学年	湯河原小学校				吉浜小学校				東台福浦小学校			
	令和3年度		令和10年度		令和3年度		令和10年度		令和3年度		令和10年度	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
1年生	44	2	41	2	43	2	29	1	9	1	7	1
2年生	48	2	29	1	52	2	33	1	19	1	11	1
3年生	40	1	39	2	54	2	30	1	18	1	12	1
4年生	64	2	38	2	77	2	37	2	20	1	13	1
5年生	54	2	34	1	80	2	33	1	24	1	11	1
6年生	66	2	38	2	65	2	50	2	12	1	6	1
計	316	11	219	10	371	12	212	8	102	6	60	6

※ 赤数字は、令和10年度において適正規模の標準が満たされていないことを示す。

学年	小学校計			
	令和3年度		令和10年度	
	児童数	学級数	児童数	学級数
1年生	96	5	77	4
2年生	119	5	73	3
3年生	112	4	81	4
4年生	161	5	88	5
5年生	158	5	78	3
6年生	143	5	94	5
計	789	29	491	24



学年	小学校計			
	令和3年度		令和10年度	
	児童数	学級数	児童数	学級数
1年生	96	5	77	3
2年生	119	5	73	3
3年生	112	4	81	3
4年生	161	5	88	3
5年生	158	5	78	3
6年生	143	5	94	3
計	789	29	491	18

(中学校)

学年	湯河原中学校			
	令和3年度		令和10年度	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数
1年生	141	4	102	3
2年生	160	4	94	3
3年生	156	4	120	3
計	457	12	316	9

※ 赤数字は、令和10年度において適正規模の標準が満たされていないことを示す。